

2中福介第13号
令和2年4月3日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

中央区福祉保健部介護保険課長
平川 康行

居宅介護支援事業所における新型コロナウイルスへの対応について

日頃より、介護保険事務にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う居宅介護支援業務について、中央区では下記のとおり取り扱いといたします。

この対応は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのものであり、今後の状況に応じて変更する場合があります。なお、変更する場合も含め本取り扱いの終了の時期については、終了（変更）前に区のホームページや中央区ケア倶楽部においてお知らせします。

記

1 モニタリングについて

介護支援専門員が新型コロナウイルス感染症への対策として、利用者から訪問を拒否され、利用者の居宅を訪問することなくモニタリングを行ったとしても、「特段の事情」に該当するものとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし、電話等により可能な限り、利用者の状態の把握に努めること。

2 サービス担当者会議について

感染症拡大防止の観点から、利用者の希望により訪問を拒否された場合は「やむを得ない理由がある場合」に該当するとして、利用者の自宅以外での開催や、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

この場合も、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合、サービス担当者会議の開催は不要である。

3 アセスメントについて

面接の趣旨を説明してもなお、利用者等の希望により訪問を拒否された場合、利用者の居宅を訪問することなく電話等による聞き取りでアセスメントを実施することとしてもやむを得ないが、新型コロナウイルスの感染流行が終息した後に改めて訪問し、利用者及び家族と面接し、再度アセスメントを実施すること。この場合は減算をしなくてもよいこととする。

4 居宅サービス計画の説明、同意、交付について

感染予防の観点から、利用者の希望等により居宅に訪問しなかった場合、郵送等で計画書を送付し、電話等で内容を説明し同意を得て、計画書を返送してもらい、その経緯等を記録することで運営基準減算とはしない。

※1～3のいずれの場合についても、利用者宅を訪問できなかった理由を支援経過等に記録しておくこと。

※介護予防支援事業所についても、同様の取り扱いとする。

(参考)

- ・介護保険最新情報 Vol. 7 7 3 「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第3弾）」
- ・介護保険最新情報 Vol. 7 7 9 「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4弾）」
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点について

問い合わせ先

中央区福祉保険部介護保険課事業者支援給付係

電話：03-3546-5377